

実務最新動向 (ニューズメール 2023 年 12 月号) アジア諸国の個人情報保護法制の現状

岩田合同法律事務所 弁護士 松田 章良 弁護士 山田 康平 弁護士 安西 一途

1. はじめに

近年、アジア諸国でも、欧州における実務を後追いする形で個人情報の保護規制の導入及び強化が急速に進展している。アジア諸国の個人情報保護法制の現状については、昨年、実務最新動向(ニューズメール 2022 年 12 月号)において、その概要を紹介したところであるが、特に、本年は個人情報保護に係る包括的な法令の制定が相次いでいることから、最新の動向について概観する。

2. 中華人民共和国

中華人民共和国では、2021 年 11 月 1 日から包括的な個人情報保護法が施行されている。同法では、個人情報を中国域内から中国域外に提供(中国域外からのアクセス・利活用を含む)する場合、次の 4 要件のいずれかを満たす必要があると定められている。

- ① 国家インターネット情報部門が行う安全評価に合格すること
- ② 国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機関が行う個人情報保護に係る認証を取得すること
- ③ 国家インターネット情報部門が制定する標準契約に従い域外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を規定すること
- ④ 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が定めるその他の条件

上記③に関連して、本年 6 月 1 日、個人情報域外移転標準契約弁法が施行された。同法は、個人情報を域外移転する際に標準契約が必要となるケースや個人情報取扱者、域外受領者の義務について定めたものである¹。具体的には、個人情報取扱者が標準契約を締結して域外に個人情報を提供する場合、同時に次の条件を満たす必要があり、(1)から(4)のうち、一つでも該当しない項目があれば、標準契約の締結による域外への個人情報の提供は認められないこととなる。

- (1) 重要情報インフラ運営者に該当しないこと
- (2) 取り扱う個人情報が 100 万人分未満であること

[」]また、国家インターネット情報弁公室は、本年5月30日、「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン(第1版)」を公布している。同ガイドラインでは標準契約の届出の方法や流れ、必要な資料等が具体的に示されている。

- (3) 前年1月1日から累計で、域外へ提供した個人情報が10万人分未満であること
- (4) 前年1月1日から累計で、域外へ提供した機微な個人情報が1万人分未満であること

3. インド

インドでは、昨年まで、個人情報保護に関して包括的に規律する一般法が存在しておらず、包括法の成立が長らく審議はされていたものの、成立していなかったが、本年 8 月、インドの包括的な個人情報法であるデジタル個人データ保護法(Digital Personal Data Protection Act, 2023)が成立した。

同法は、個人データの処理がインド域外で行われる場合であっても、その処理がインド国内の消費者に対する製品又はサービスの提供に関して実施される場合には、同法が適用されるものと規定している。 そのため、日本からインドの消費者に対して、インターネットを通じて製品の販売やサービスの提供をする場合、インド国内に拠点を有していなかったとしても、同法が適用されることとなり、個人データを収集している場合には同法を遵守した対応を実施する必要がある。

また、個人データの域外移転に関して、中央政府は、通達により、データ受託者による個人データの処理のためのインド域外の国又は地域への移転を制限することができるものとされているが、現時点では個人データの域外移転に関する通達はなされていないようである。個人データの域外移転に関する規制内容は、今後の通達を通じて明らかになるため、今後の通達の内容等についても注視しておくことが望ましい。

なお、当初の法案に規定されていた、国内保存義務(データローカライゼイション規制)は、同法には 含まれていない。

4. シンガポール

シンガポールにおいては、2013 年に包括的な個人情報保護法(PDPA)が施行され、2021 年には、EUの GDPR(General Data Protection Regulation)の制定を含む国際的動向や、サイバー攻撃、情報漏えい事故などが多発していることなどを背景として改正法が施行された。

本年においても、シンガポール個人情報保護委員会(Personal Data Protection Commission:「PDPC」)は、7月18日に、AI システムの開発・導入等における個人情報の利用に関するガイドライン案(Proposed Advisory Guidelines on Use of Personal Data in AI Recommendation and Decision Systems)を公表し、同月19日に、こどもの個人情報に関する個人情報保護法の適用に関するガイドライン案(Public Consultation on the Proposed Advisory Guidelines on the PDPA for Children's Personal Data)を公表するなどしている。

AI システムの開発・導入等において個人情報を収集・利用する企業や、こどもの個人情報を収集・利用する企業においては、これらのガイドラインに関する今後の動向についても留意が必要である。

5. インドネシア

インドネシアにおいては、昨年9月に初めて、包括的な個人情報保護法が成立し、昨年10月17日付で施行されているところ、事業者には、本法に準拠するシステムを構築する期間として、2年間の猶予期間が設けられている。

このような中、本年8月31日、同個人情報保護法に関する施行規則案が公表された。同施行規則案は、10章で構成されており、個人データの処理、個人データの域外移転等に関する事項が規定されている。

今後も、2024年の運用開始に向けて、ガイドライン等が制定されることが予想されるため、引き続きその動向を注視しつつ、対応を進める必要があろう。

6. タイ

タイにおいては、2019年に包括的な個人情報保護法が制定され、昨年6月1日より施行されている。

タイの個人データ保護委員会 (PDPC) は、本年 8 月 31 日、通達「2019 年個人情報保護法 (PDPA) 第 41 条 (2) における個人情報保護責任者 (DPO) の選任について (2023 年) 」を発出し、データ管理者 又はデータ処理者が DPO を選任しなければならない場合の基準を規定した。同通達は 9 月 14 日に官報 に掲載され、発効日は 12 月 13 日である。

今回の通達により、データ管理者又は処理者の「中核的な活動(データ管理者又は処理者の主要な業務に直接関連する本質的な活動)」における個人データの処理が、大規模な個人データを取り扱うものであり、個人データやシステムの定期的なモニタリングが必要なものである場合、DPO を選任する必要があることになる。

7. ベトナム

ベトナムでは、これまで包括的な個人情報保護法は存在しなかったが、本年 4 月 17 日、初めての包括的な個人情報保護法令である個人情報保護に関する政令(Decree No.13/2023/ND-CP)が制定され、本年 7 月 1 日に施行された。

同政令の適用対象となる者は、以下のとおりであり、ベトナムで個人データを扱う事業者が幅広く対象 となるため、ベトナムでビジネスを行う事業者は同政令を遵守した対応を実施する必要がある。

- ① ベトナムの機関、組織及び個人
- ② ベトナムに所在する外国の機関、組織及び個人
- ③ ベトナム国外で活動するベトナムの機関、組織及び個人
- ④ ベトナムにおいて、個人データを直接処理し又はその処理に関与する外国の機関、組織及び個人

さらに、ベトナム域外にベトナム国民の個人データを移転する場合は、個人データの移転に関する影響 を評価する書類を作成し、処理開始日から 60 日以内に公安省担当部局に当該書類を提出する必要がある。



また、移転完了後には、移転に関する情報と当該移転を担当する組織・個人の連絡先を公安省担当部局に通知しなければならないものとされている。

8. まとめ

上述のとおり、近年、アジア諸国では個人情報の保護に関する法制度が進展し、特に、今年は従前包括的な規制法がなかった法域において、法令の制定が相次いでいる。各クライアント企業におかれては、法令の変化を敏感に把握し、各国の法制度を遵守したコンプライアンス体制を整備していく必要がある。特にデータ保護分野においては、各国ごとに異なる法制度を十分に理解し、それぞれの法制度に適応しつつも、グローバルである程度統一のとれた体制を構築していくことが必要不可欠である。各クライアント企業においては、継続的な法制度のモニタリングを実施し、迅速に対応策を検討されたい。

以上

【執筆者】 弁護士 松田章良 TEL: +81 3 3214 6282 E-MAIL: amatsuda@iwatagodo.com



岩田合同法律事務所パートナー弁護士(2008 年弁護士登録)。2006 年東京大学法学部卒業、2008 年 9 月長島・大野・常松法律事務所入所。2015 年コロンビア・ロースクール (LL.M.) 卒業(Harlan Fiske Stone 賞)、同年 NY 州司法試験合格。2015 年 9 月岩田合同法律事務所入所。同年 11 月より 2021 年 8 月までシンガポールの DREW & NAPIER 法律事務所及び東京にて執務。2019 年 NY 州弁護士登録。

クロスボーダーの企業取引、紛争及び調査案件を主に取り扱っているほか、東南アジア地域を中心として、日本企業の海外進出・展開に係る案件を多く担当している。また、近時は日本・シンガポール・EUにおけるデータプロテクション(個人情報保護)に係る案件を多数取り扱うほか、AI やフィンテック分野を含む先進的なデータの利活用に係る案件を多く取り扱っている。

弁護士 山田康平 TEL: +81 3 3214 6208 E-MAIL: kyamada@iwatagodo.com (東京)

TEL: +65 6531 4112 E-MAIL: kohei.yamada@drewnapier.com (シンガポール)



岩田合同法律事務所弁護士(2014年弁護士登録)。2011年東京大学法学部卒業、2013年東京大学法科大学院修了、2014年12月岩田合同法律事務所入所。2022年コーネル・ロースクール(LL.M.)卒業、同年 NY 州司法試験合格。同年9月よりシンガポールの DREW & NAPIER 法律事務所にて執務。シンガポールの DREW & NAPIER 法律事務所は、Drew Network Asia を形成し、東南アジア9か国にわたり、リーガルアドバイスを提供している。

M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、クロスボーダーの企業取引、紛争処理(訴訟・仲裁・調停)を多く担当している。現在は、シンガポールの DREW & NAPIER 法律事務所にても勤務しており、東南アジア地域への日本企業の海外進出・展開のサポート等を行っている。

弁護士 安西一途 TEL: +81 3 3214 2687 E-MAIL: kazuto.anzai@iwatagodo.com



岩田合同法律事務所弁護士(2019年弁護士登録)。2018年慶應大学法学部法律学科卒業、 2019年12月岩田合同法律事務所入所。

エクイティファイナンスを中心とする資金調達や投資契約に関する法的助言、知的財産権 (特許権・著作権・商標権)分野に関する案件を多く担当している。

米国における特許権侵害案件、シンガポールにおける個人情報漏洩案件、米国ディスカバリー制度を利用した情報開示案件等の取扱実績を有する。



岩田合同法律事務所

IWATA GODO

1902年(明治 35年)、故・岩田宙造弁護士により創立。一貫して企業法務の分野を歩んでいる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、政府系銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、電力会社、大規模小売業、重電機メーカー、素材メーカー、印刷会社、製紙会社、不動産会社、建設会社、食品会社等、我が国を代表する企業等の法律顧問として、多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約 100 名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属しております。

〒100-6315 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ビル 15 階 <u>www.iwatagodo.com/</u> お問い合わせ先: E-mail: newsmail@iwatagodo.com Tel: +81-3-3214-6205

※ 本ニューズメールは、一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や、出展を意図的に省略している場合があり、また、情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。